

広島県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十五年二月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年二月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

中北川根線

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧				
六・〇〇、 一九・二〇	三・〇〇、 六・六〇			二五八・〇〇	
二五八・〇〇					拡幅
安芸高田市美土里町北字押出原六四五番二地 先から 安芸高田市美土里町北字押出原六六三番一 地 先まで					